

県有地(元海風荘、現渚マリーナ)の利活用方針案に関するパブリックコメントの実施結果について

ご意見をお寄せいただきありがとうございました。
お寄せいただきましたご意見に対する市の考え方をとりまとめましたので、ここに公表いたします。

- 1. 意見募集の期間 令和7年12月9日(火)～令和8年1月13日(火)
- 2. 意見の数 46件
- 3. 意見提出人数 17人(FAX 0人、メール 17人、持参 0人 / 個人 17人、団体 0件)

4. 市の対応区分

記号	対応区分	件数
○	意見を反映し、素案を修正するもの	0件
□	意見の趣旨や考え方が既に素案に盛り込まれているもの	11件
■	意見は反映させないが、今後の事業実施時等に参考とするもの	24件
▲	ご意見を反映することが困難なため、素案どおりとしたもの	10件
◆	今回のパブリックコメント対象外の内容であり、参考意見として扱うもの	1件
合計		46件

5. 意見の内容と市の対応

整理 番号	意見内容(要旨)	採否	採否の理由
1	本件方針案に全面的に賛成する。	□	—
2	県有地(元海風荘、現渚マリーナ)の利活用方針案に基本的に賛同する。 P12の⑦及び⑧に関する「海洋教育・海洋レジャーの拠点の整備」方針に賛同するとともにその実現に期待する。	□	—
3	一市民としてまた逗子ヨット協会員として地域のために出来る限り参画していきたいと考えているので、引き続きの意見交換の場を設けていただきたい。	■	今後の事業推進の際の参考とさせていただきます。
4	国内でも逗子市は有数の海洋文化派生の街である。スポーツ文化(特に葉山と共に発祥のヨット)を継続的に活性化することは、より明るい街づくりに重要なため、是非とも「渚マリーナ」での利活用にヨットを反映していただきたい。	□	目的の一つである「海洋レジャーの振興」の「海洋レジャー」とは、プレジャーボートだけではなく、ヨット、ウィンドサーフィン、カヤックなどのマリンスポーツ全般を想定しています。
5	渚マリーナの利活用は、逗子の魅力度向上、海洋教育促進及び景観保全の観点から極めて重要であり、その英断に敬意を表する。	□	—

6	渚マリーナ臨時駐車場の南側に位置する林部分において、所属する逗子ヨット協会（逗子スポーツ協会所属）がもし利用者として選定されたとすれば、必ずや海洋観光・レジャー・教育の促進においてお役に立てるものと考えている。同協会は35年来地元の子供及び市民に対して、ボランティア会員が無償でヨット操船及び海との接し方をお伝えしてきた非営利団体であり、市民ヨット教室・こどもヨット教室・市民ヨットレース・障害者ヨット体験（葉山町と共催）等の運営実績とノウハウを有している。同協会こそ当該地の利活用方針との整合性が高い活動を行っている数少ない非営利団体であると認識している。一方で、同協会はヨット船体・救助ボートの保管を個人の住宅に依存しており、活動の持続性を保つ為に新たな置き場確保が課題となっている。そうした観点からも同協会員一同、当該地を活躍の場として利用できることを強く希望している。	■	今後の緑地部分の具体的な利活用方法や設置管理条例、指定管理者公募に必要な諸条件を検討する際の参考とさせていただきますが、緑地部分においても当該地からの収入において運営できることが前提となります。
7	「海洋観光・海洋レジャーの振興」をより強力に推進するため、既存のマリーナ機能の維持だけでなく、観光客や市民が日常的に海に親しめるプログラムや設備をさらに充実させてほしい。小坪漁港と連携した「漁師タクシー」の運航回数増加や、逗子海岸エリアとの一体的な拠点形成を通じて、市内外から多くの人が集まる魅力的な海洋拠点の構築を期待する。	□	市としてもご意見のような方向を目指し、事業を推進してまいります。
8	市域の海上安全確保のための拠点の強化について、救難艇の保管や海上保安庁・消防との連携拠点としての活用案を支持する。近年、マリンレジャーの多様化に伴い安全確保の重要性が増していることから、単なる機材保管に留まらず、「逗子の海の安全を象徴する司令塔」としての機能を強化し、安全で快適な海岸利用を促進する中心的な役割を担ってほしい。	□	海上保安庁や消防本部と密な連携を図り、海の安全性の向上を図ってまいります。
9	マリンスポーツの中でもヨット文化が根付き、日常的に活動が行われているエリアは、日本国内でも決して多くない。逗子はその貴重な拠点の一つであり、この文化が自然に次世代へ受け継がれていく環境がすでに育っている、非常に価値の高い地域だと思う。今後の利活用方針においては、海洋観光・海洋レジャーの推進とあわせて、こうした既存のマリンスポーツ文化を大切に、継続・発展できる環境づくりをぜひ重視していただきたいと思う。	□	目的の一つである「海洋レジャーの振興」の「海洋レジャー」とは、プレジャーボートだけではなく、ヨット、ウィンドサーフィン、カヤックなどのマリンスポーツ全般を想定しています。それぞれのスポーツが持つ歴史・文化の継承にも配慮し、事業を進めてまいります。
10	海洋観光・海洋レジャー等の拠点として利活用することに賛成。	□	—
11	浚渫工事については、河川管理者が河道の維持管理として通常行わなければならない部分と、河川利用者の都合で行う部分とに分ける必要があるのでは、負担金の負担割合を決める際には根拠を明かにする必要があるのではないか。	■	これまで浚渫については、航路確保のほか、河川海岸の管理を目的に県が年1回実施していました。市が県有地を取得した場合は、航路確保部分について市が負担することとなりますが、浚渫費用の負担割合については、ご意見の趣旨を踏まえ、今後県と協議してまいります。
12	浚渫工事により田越川からの土砂供給のバランスが崩れて、逗子海岸の砂浜が波浪によって減少する恐れがある。浚渫土砂の利活用として、逗子海岸の養浜砂として活用できるかどうか、河川管理者に検討を投げかけてみてはどうか。	▲	県が行っている逗子海岸の養浜にあたっては、サンドリサイクルという考え方により田越川を浚渫した砂を用いていると聞いていますが、神奈川県に共有します。
13	本方針案では、田越川の航路の確保にかかる浚渫工事の費用負担が示されていない。「市は何らかの方法でその費用を負担する」のみが記載されているが、これは本方針案を採用する場合に発生する費用か。浚渫工事は多額の費用が発生すると考えられる。本方針案を採用することにより発生する費用である場合には、発生頻度、概算額、財源について記載すべきであるとする。なお、本方針案を採用しない場合でも発生する場合には、その旨を記載する必要があるとする。	■	これまで浚渫については、航路確保のほか、河川海岸の管理を目的に県が年1回実施していました。市が県有地を取得した場合は、航路確保部分について市が負担することとなりますが、浚渫費用の市の負担額については、今後県と協議してまいります。
14	P.8の5及び6について、田越川の航路確保の浚渫工事を毎年拝見しているが、昨今公共土木工事費が大分上昇してきている。ここ数年でも良いが、神奈川県が支出された概算の工事費用の説明と今後の見通しについて、一言説明があればと思う。当計画の長期的な事業性を検討する上で参考になると考える。	■	ご意見の趣旨を踏まえ、近年県が実施した工事費と今後の見通しを確認し、長期的な運営を検討する際の参考とさせていただきます。
15	利用者が様々な災害で被災しないよう気象警報が発令されたら、施設を閉鎖する必要があるのではないか。	■	今後の緑地部分の具体的な利活用方法や設置管理条例、指定管理者公募に必要な諸条件を検討する際の参考とさせていただきます。

16	本方針案では、土地及び施設の取得を前提としているにもかかわらず、取得価額や概算額が一切示されていない。多額の公費支出が想定される案件において、金額を示さずに市民の意見を求めることは、適切な判断を困難にするものと考ええる。少なくとも概算額や価格帯、取得原資、財政への影響については、本段階で明示すべきではないか。	▲	取得価格については未定であるため、本方針案へは掲載していません。令和8年度予算案として概算をお示しし、その後契約締結時に確定する見込みです。
17	県有地を市が取得する経緯を記載するのであれば、当該経緯についての市の判断についての情報が必要であると考え。「近隣の住環境を守るため」という理由は極めて一般的であり、この論理を認めるのであれば、市内に存在する他の県有地や国有地についても、市民が要望すれば同様に市が取得すべきという結論になりかねない。本件がなぜ例外的に市が取得しなければならないのか、その判断基準、判断過程を明示すべきではないか（近年、市が取得した他の大型案件も含め）。	▲	当該地の利活用に当たり、近隣3自治会及びマリンスポーツ団体から、民間に売却されるとマンション建設が予想され景観や周辺住環境の悪化が懸念されること、また、以前のような船の違法係留状態に戻る恐れがあることなどから、マリーナ機能を維持してほしいという要望が市へ提出されました。また市としても行政計画に位置付け海業の振興を図るため、既存マリーナ施設の活用を前提として海洋観光・海洋レジャーの拠点として利活用することとしています。以上を踏まえ、令和7年2月13日の施政方針において、渚マリーナを含む県有地について、当該収入による運営を前提とした利活用方策を検討する意向を表明しました。その後、当該地からの収入をもって管理運営できる見込みがたったため、取得し利活用する方針案を策定しました。
18	本方針案に反対する意見ではないが、少子高齢化が進み、地方財政が潤沢ではないなか、市民が納めた税金が、効率的かつ効果的に利用されることを期待する。	□	今後の緑地部分の具体的な利活用方法や設置管理条例、指定管理者公募に必要な諸条件を検討する上で、財政への影響を最小限に抑えることは最重要課題だと考えております。
19	市の財政上、高額な土地を購入する余裕があるのか、土地借用のオプションは全く考慮されていないのか、渚マリーナの存続ありきではなく、他事業の可能性について検討はしないのか、について具体的かつ明確な市の見解を示していただきたい。	▲	当該地の利活用に当たり、近隣3自治会及びマリンスポーツ団体から、民間に売却されるとマンション建設が予想され景観や周辺住環境の悪化が懸念されること、また、以前のような船の違法係留状態に戻る恐れがあることなどから、マリーナ機能を維持してほしいという要望が市へ提出されました。また市としても行政計画に位置付け海業の振興を図るため、既存マリーナ施設の活用を前提として海洋観光・海洋レジャーの拠点として利活用することとしています。以上を踏まえ、令和7年2月13日の施政方針において、渚マリーナを含む県有地について、当該収入による運営を前提とした利活用方策を検討する意向を表明しました。その後、当該地からの収入をもって管理運営できる見込みがたったため、取得し利活用する方針案を策定しました。
20	事業リスクをしっかりと明示しないのか、市の財政見通しの中で財政にダメージを与えないのか、収支赤字となった場合にはどのように対応するのか、市の責任を明らかにした計画案を市民に提示しないのか、について具体的かつ明確な市の見解を示していただきたい。	▲	指定管理者制度（利用料金制）を導入し、指定管理者は維持管理費をすべて利用料金でまかないます。収支が赤字になった場合は、市は損失補償はしない予定です。
21	特定の区域の住民や特定のマリン愛好者だけに裨益するという事業に大金を投ずるのは問題ではないか、そもそも本事業が要望者のみへの裨益だけでなく、「全市民」にとって裨益のある「公共事業」なのか、について具体的かつ明確に市の見解を示していただきたい。	▲	海洋観光・海洋レジャー・海洋教育の拠点とすることは、逗子の魅力を高め、シビックプライドの醸成につながるほか、交流人口・関係人口の創出につながると考えています。
22	特定の利用者だけの施設となるのではなく、これまで同様、広く多くの人が親しめる場としての性格が守られることを強く、心から願っている。また、逗子の海が、これから多くの人に愛され、誰にとっても開かれた場所であり続けることを心から願う。	□	本市としても、マリーナの利用者だけでなく、幅広い市民の皆様に親しんでもらえる施設となるよう、検討を進めてまいります。
23	実際に海を利用する立場として、利用者の利便性や安全性への配慮も欠かせないと感じている。例えば、冬場でも安心して活動できるよう、暖かいシャワー設備などの整備があれば、利用者にとって非常にありがたく、逗子の海をより身近な存在として感じられるようになると思う。	■	今後の緑地や臨時駐車場の具体的な利活用方法については、近隣自治会や関係団体等で構成される検討会等において検討する予定ですが、緑地部分についても、当該地からの収入において運営できることを利活用の条件とする予定です。
24	指定管理者を募集及び選定する際に同業他社からクレームがないよう、募集要項の内容及び選定審査には透明性の確保が必要ではないか。	□	指定管理者公募要項は市ホームページに公開するとともに、指定管理者候補者選定委員会の開催に当たっては透明性を確保する予定です。
25	現地の地形は、地震津波、噴火津波、高潮、異常潮位、洪水等の被害が想定される場所であることから、これら災害を被った場合、指定管理者が管理不可能になることが想定される。その場合、契約をどうするのかを盛り込むことが必要ではないか。	■	今後の緑地部分の具体的な利活用方法や設置管理条例、指定管理者公募に必要な諸条件を検討する際の参考とさせていただきます。

26	本方針案では、指定管理者との契約内容や当該事業により赤字が発生した場合の責任の所在が示されていない。 仮に当該事業で赤字が発生した場合に、その負担を市民が負うことになる可能性があるのであれば、意思決定にあたって重要な事項であると考える。	▲	当該地からの収入において運営できること、維持管理費はすべて利用料金でまかなうことが前提となっております。
27	指定管理者制度を導入することは賛成。 P.8の4「維持管理費はすべて利用料金でまかなう」について、収入の多角化を図る必要がある。例えば、利用料金の他にスポンサー企業を探し、マリーナ名称の冠を与えること等を検討すべきではないか。逗子市の貴重なインフラから、市外の方からもうかにお金を頂くかこれから検討すべきではないか。	■	今後の緑地部分の具体的な利活用方法や設置管理条例、指定管理者公募に必要な諸条件を検討する際の参考とさせていただきます。
28	大型の公共工事が控えているなかで、本事業が優先される理由があるのか、施設の運営は指定管理者に任せるとのことだが、問題が発生した場合に市はどのように責任をとるのか、について具体的かつ明確な市の見解を示していただきたい。	■	市の施設となりますので、最終的には市が責任を負うこととなりますが、今後の緑地部分の具体的な利活用方法や設置管理条例、指定管理者公募に必要な諸条件を検討する際の参考とさせていただきます。
29	P.8の2.について、現在のマリーナ部分の概ね20年間のプレジャーボートの利用状況や傾向等について、一言説明があると、事業への理解が深まると思う。	■	現在のマリーナ部分については、県の不法係留船対策施設として限られた運営となっていました。今後、指定管理者の募集要項等においては利用状況等について盛り込む予定です。
30	逗子ならではの海との関りを、広く逗子市民に提案する場として、海洋教育・海洋レジャーの拠点の整備方針の意義は大きいと考える。そのような背景を考慮すると、市が関与する拠点として、それを支援あるいは利用する団体は、非営利団体であるべきと考える。	■	今後の緑地の具体的な利活用方法については、海洋観光・海洋レジャー・海洋教育に資することを目的とした上で、近隣自治会や関係団体等で構成される検討会等において検討する予定です。
31	マリーナとして引き続き活用し、海の町としてもふさわしい活用を希望する。逗子ヨット協会など非営利団体の活用拠点として利用することが望ましいと考える。	■	今後の緑地の具体的な利活用方法については、海洋観光・海洋レジャー・海洋教育に資することを目的とした上で、近隣自治会や関係団体等で構成される検討会等において検討する予定です。
32	渚マリーナ臨時駐車場の南側に位置する林部分の利活用については是非海洋観光・レジャーに加え青少年及び市民への海洋教育の場として活用していただきたい。地方自治体にとって海洋教育は、地域独自の魅力を活かし、持続可能な社会を築くために大切である。海に囲まれた日本だからこそ、子どもたちが海について深く学び、考える機会を設けることは意義深いことだと考えている。また、これまで以上に地域と海のつながりを強化することで、子どもたちが住む地域の自然や文化、産業（特に逗子の水産業）について考え、地域への愛情を育むきっかけになるとも考えている。	■	今後の緑地の具体的な利活用方法については、海洋観光・海洋レジャー・海洋教育に資することを目的とした上で、近隣自治会や関係団体等で構成される検討会等において検討する予定です。なお、緑地部分についても、当該地からの収入において運営できることを利活用の条件とする予定です。
33	緑地及び駐車場部分の利活用として、子供たちの校外学習時に海洋環境教育の場所として利用する、子供たち限定で花火大会の観覧場所として解放する、海技免許更新の講習場所として提供する、逗子の歴史教育として旧養神亭の功績を展示すること等を提案する。	■	今後の緑地や臨時駐車場の具体的な利活用方法については、近隣自治会や関係団体等で構成される検討会等において検討する予定ですが、緑地部分についても、当該地からの収入において運営できることを利活用の条件とする予定です。
34	P.8の3.について、緑地及び駐車場部分については、「市民が気軽に立ち寄れるコミュニティスペースや海洋教育の拠点として活用を検討する」とあるが、対象となる市民、子どもたちは、逗子市内から自転車やバイクで来場する方も多いのではないかと。その場合、自転車置場が隣接地に必要なため、p.12の⑥来場者用駐車場（南側）は現行のままではなく、一部開放または全面的に駐輪場に変更できるならば、来場する市民の利便性が高くなると考える。	■	今後の緑地や臨時駐車場の具体的な利活用方法については、近隣自治会や関係団体等で構成される検討会等において検討する予定ですが、緑地部分についても、当該地からの収入において運営できることを利活用の条件とする予定です。

35	本方針案では、取得する場合のみが記載されており、取得しない場合や代替案が示されていない。市がどのような案をもち、どのような検討の結果、取得するという判断に至ったか、その判断を明示する必要があると考える。	▲	当該地の利活用に当たり、近隣3自治会及びマリンスポーツ団体から、民間に売却されるとマンション建設が予想され景観や周辺住環境の悪化が懸念されること、また、以前のような船の違法係留状態に戻る恐れがあることなどから、マリーナ機能を維持してほしいという要望が市へ提出されました。また市としても行政計画に位置付け海業の振興を図るため、既存マリーナ施設の活用を前提として海洋観光・海洋レジャーの拠点として利活用することとしています。以上を踏まえ、令和7年2月13日の施政方針において、渚マリーナを含む県有地について、当該収入による運営を前提とした利活用方策を検討する意向を表明しました。その後、当該地からの収入をもって管理運営できる見込みがたったため、取得し利活用する方針案を策定しました。
36	本方針案では、事業収支の前提条件やリスクが示されていない。事業収支の前提条件は、本方針案において重要な前提であり、適切な判断を行うために必要な情報であると考え。また前提条件が明確になっていない場合には、本方針案についての事後的な検証も困難になると考える。	▲	本方針案のうち「運営にかかる収入・支出の見込み(年間)」については、現運営事業者も含めた近隣マリーナ事業者にサウンディングを行い作成しております。その内容につきましては、企業の経営に関わる情報であるため公開できかねます。
37	「不法係留の再発防止」や「再発の恐れ」を理由として多額の公費を投じて土地を取得することは、ルールを守って生活している市民に対して不公平な負担を強いるものと感じる。本来的には、不法係留によって生じる費用は、不法係留を行っているものが負担すべき費用である。違法行為のリスクを、市民の税金で肩代わりする形になっていないか、慎重な検討、説明が必要ではないか。前回の不法係留の反省から、新たな不法係留を発生させない対策及び費用は不法係留者に負担させる対策が十分であるとすれば(法的な面も含む)、本方針案を採用する経緯としての記載は不要であると考え。新たな不法係留対策がまだ不十分であり、渚マリーナがあることが不法係留対策になっているとすると、それはなぜかの説明が必要ではないか。他にもマリーナは存在しているが、なぜ他のマリーナでは不法係留対策ならないのか。例えば価格の問題であるのであれば、他のマリーナとの価格の差額分をなぜ市民の税金で負担しなければならないのか、説明が必要ではないか。	▲	神奈川県からは、現渚マリーナは不法係留船対策として一定の役割を果たしたことから閉鎖すると聞いています。それを受け、市は海洋観光・海洋レジャー・海洋教育の拠点として利活用するため、現渚マリーナの土地を取得することを決定しました。 なお、不法係留船対策は、市が行うものではなく、河川管理者の県が引き続き行っています。
38	逗子といえばヨットであり、ヨットを広める必要があるため、ヨットに関する施設を作っていただきたい。	■	今後の緑地部分の具体的な利活用方法については、近隣自治会や関係団体等で構成される検討会等において検討する予定ですが、緑地部分についても、当該地からの収入において運営できることを利活用の条件とする予定です。
39	P.8の3.「市民のSUP等の置き場として」とあるが、海洋教育の原点は、歴史的にもヨットが基本であり、逗子ヨット協会でも毎年子どもヨット教室を行っている。できれば、SUPの前に、小型ヨット(シングルハンド艇)と一言入れていただきたい。	■	本方針案の「SUP等」はあくまで例示であり、どのような船やボードを置けるようにするのか等については、今後、近隣自治会や関係団体等で構成される検討会等において検討する予定です。
40	市民が今より気軽にヨット、ディンギーの体験を始める、或いは継続して続けることができるような施設を望む。逗子ヨット協会のような非営利団体で、市民ヨット教室や、市民ヨットレースを開催している団体が利用できる配慮をいただきたい。	■	海洋教育の推進には、マリンスポーツ団体の協力が不可欠だと認識しています。今後の緑地部分の具体的な利活用方法については、近隣自治会や関係団体等で構成される検討会等において検討する予定です。なお、緑地部分についても、当該地からの収入において運営できることを利活用の条件とする予定です。
41	海に面している地形を生かし、セーリングをより活性化するためにディンギーのセーリングの拠点として利用することを提案する。ディンギーは置く場所が限られていることから、セーリングする人も減ってきている。	■	海洋教育の推進には、マリンスポーツ団体の協力が不可欠だと認識しています。今後の緑地部分の具体的な利活用方法については、近隣自治会や関係団体等で構成される検討会等において検討する予定です。なお、緑地部分についても、当該地からの収入において運営できることを利活用の条件とする予定です。
42	県有地の活用に際し、逗子ヨット協会に県有地の一部ヨットの置き場として活用させていただきたい。逗子ヨット協会は、逗子の象徴であり財産でもある海を愛し、30年超ヨットを通じた市民の交流と地域への貢献を行ってきたが、将来も活動を継続するための常続的なヨットの置き場の確保に関する潜在的な問題を抱えている。現在は、会員個人の好意により自宅の空きスペースを活用しつつ活動を行っているが、将来的な確保の保障はない。	■	今後の緑地部分の具体的な利活用方法については、近隣自治会や関係団体等で構成される検討会等において検討する予定ですが、緑地部分についても、当該地からの収入において運営できることを利活用の条件とする予定です。

43	逗子ヨット協会は船艇を会長個人宅に置いており、永続性がなく、近隣の市町と比べても市民の海洋教育・海洋レジャーの受け皿としては脆弱である。市民・市民団体の置き場スペースにおいて、同協会の拠点を確保していただきたい。	■	今後の緑地部分の具体的な利活用方法については、近隣自治会や関係団体等で構成される検討会等において検討する予定ですが、緑地部分についても、当該地からの収入において運営できることを利活用の条件とする予定です。
44	逗子ヨット協会の活動に、いつも感謝している。健康的で、皆様の幸福を願っている。	◆	—
45	「逗子ヨット協会」のような長年地域で活動する非営利団体の活動拠点としての活用を、明確に範囲に含めていただきたい。地元の団体が日常的に活動できるスペースや艇庫を確保することは、シビックプライドの醸成や次世代への海洋教育、ひいては持続可能なマリーナ運営の基盤となる。非営利団体の知見を活かした体験教室や安全講習の開催など、「市民・団体・行政が連携する自立的な運営拠点」としての活用を強く要望する。	■	海洋教育の推進には、マリンスポーツ団体の協力が不可欠だと認識しています。今後の緑地部分の具体的な利活用方法については、近隣自治会や関係団体等で構成される検討会等において検討する予定です。なお、緑地部分についても、当該地からの収入において運営できることを利活用の条件とする予定です。
46	所属する逗子ヨット協会の長年の夢の一つが、海岸に近いところで市民の集いの場所としてのヨット集会場（艇置場）の開設である。幅広い世代からあこがれるセーリングの拠点がここに開設できれば、当協会がその活動の場の中核となって、貢献できるものと思う。今回の計画に、市民のSUP等の置場スペースも予定されており、当協会にも利用枠を与えていただきたい。	■	今後の緑地部分の具体的な利活用方法については、近隣自治会や関係団体等で構成される検討会等において検討する予定ですが、緑地部分についても、当該地からの収入において運営できることを利活用の条件とする予定です。